

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって4番 石垣大志議員、5番 金城憲治議員を指名します。

日程第2. 議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第2. 議長諸般の報告を行います。町長からの追加議案として、議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定についてと議案第24号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第11号）の2件、また各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書が提出されております。

次に、決議第2号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり、それぞれ後刻議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第3. 議案第5号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議案第5号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん おはようございます。総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第5号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。執行部からは、改正後の職員定数が町長部局147人から7人増の153人、教育委員会部局は67人から6人減の61人になると説明がありました。委員からは、今後の社会情勢や多様化する町民ニーズ等による業務量の増も勘案した上で、定員増を含む適正な職員配置の検討が必要との意見がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全

員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第5号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4. 議案第6号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第4. 議案第6号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第6号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。執行部からは、令和4年度の予算計上人数が、フルタイム会計年度任用職員17名、パートタイム会計年度任用職員325名との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第6号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第7号 南風原町男女共同参画推進条例

○議長 玉城 勇君 日程第5. 議案第7号 南風原町男女共同参画推進条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第7号 南風原町男女共同参画推進条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。審査の中で、南風原町の特徴としては、ダイバーシティ（多様性）の実現を目指し、個性や人種等に対しても平等になるよう基本理念をもって取り組むとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第7号 南風原町男女共同参画推進条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

しました。

日程第6. 議案第8号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第6. 議案第8号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第8号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。執行部からは、令和4年4月1日現在、年齢を18歳まで適応している他市町村は、通院11か所、入院12か所になり、改正による南風原町の対象人数増は1,354名を積算していると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第8号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第12号 南風原町学校給食費徴収条例

○議長 玉城 勇君 日程第7. 議案第12号 南風原町学校給食費徴収条例についてを議題とします。まず

本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。

○議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第12号 南風原町学校給食費徴収条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月17日にまとめと採決を行いました。執行部からは、条例を定めることによって生活困窮の状態や行方不明になっている方などの給食費を減免することや、徴収困難な状態にならないよう適切な対応を取ることができるようになると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第12号 南風原町学校給食費徴収条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第11号 南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについて

○議長 玉城 勇君 日程第8. 議案第11号 南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。議案第11号 南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについて 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたも

のであります。3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、3月17日にまとめと採決を行いました。執行部からは、本会議で質疑のあった下水道料金については、那覇市・南風原町環境施設組合が支払うことになると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第11号 南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 議案第13号 令和4年度南風原町一般会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第9. 議案第13号 令和4年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第13号 令和4年度南風原町一般会計予算 審査の経過 本案は、3月7日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に住民環境課、企画財政課、総務部税務課・総務課、3月10日に民生部国保年金課・こども課・保健福祉課の審査を行いました。3月15日に連合審査会を開き、経済教育常任委員会からは、留意事項2点の報告があり、3月16日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり留意事項を付して可決すべきものと決定いたしました。

留意事項を読み上げます。1点目、経済建設部まち

づくり振興課。予算書124ページ、歳出8款。土木費、3項。河川費、1目。河川費、14節。緊急浚渫推進工事9,962万7,000円。予算書125ページ、歳出8款。土木費、4項。都市計画費、1目。都市計画費、12節。南風原町浸水被害軽減対策基本設計業務委託料2,800万円。浸水被害軽減対策については、調査の結果に基づいて事業を執行すること。2点目に、教育部学校教育課。予算書145ページから147ページ、歳出10款。教育費、4項。幼稚園費、1目。幼稚園費。幼稚園の人員配置については、適正人数になるよう努めること。以上2点が留意事項でございます。

続きまして、7点の報告事項を申し上げます。1点目、民生部こども課。予算書92から97ページ、歳出3款。民生費、2項。児童福祉費、2目。保育所運営事業費。待機児童については、平成31年度208名、令和2年度194名、令和3年度40名となっている。施設整備等や処遇改善等により待機児童数は減少している。令和4年度も、令和3年度より減少する見込みとの説明がありました。委員からは、保育士確保のために、さらなる処遇改善による待機児童減少に取り組んでほしいと要望がありました。2点目、民生部国保年金課。予算書102ページ、歳出4款。衛生費、1項。保健衛生費、1目。保健衛生総務費、12節。産婦健診委託料395万円、産後ケア委託料26万9,000円。産婦健診委託料は新規の事業で、出産後2回分の健診料の助成となっています。産後ケア委託料は、これまでも出産後に助産師による自宅訪問を行ってはいましたが、今回の拡充では、母子共に施設に出向き、3時間または6時間休んでもらう内容となっていると説明がありました。3点目、民生部国保年金課。予算書104ページ、歳出4款。衛生費、1項。保健衛生費、2目。予防費、12節。予防接種医師委託料2億6,192万8,000円。子宮頸がんワクチンは、令和3年11月に積極的勧奨を控えることが廃止され、令和4年度からは積極的勧奨となり、また積極的勧奨を控えていた期間（平成25年6月から令和4年3月）に予防接種時期が過ぎてしまった対象者に対し、今後3年間で接種を受けることができると説明がありました。4点目、経済建設部まちづくり振興課。予算書109ページ、歳出5款。労働費、1項。失業対策費、1目。失業対策費、1節。報酬から8節。旅費。まちづくり振興課すぐやる班の人数については、道路や公園の維持管理、町の施設の修繕等、維持管理業務が増えてきたことから、2名を増員すると説明がありました。5点目、経済建設部都市整備課。予算書127ページ、歳出8款。土木費、4項。都市計画費、2目。公園費、14節。工事請負費5,588万円。津嘉山公園の進捗状況につい

て、令和4年度から一部供用を開始後、遊歩道の舗装、多目的広場の芝植え、スプリンクラーの工事、フィットネス広場を整備して、令和5年度以降にパークゴルフ場を整備する予定であると説明がありました。6点目、教育部教育総務課。予算書139ページ、歳出10款。教育費、2項。小学校費、3目。学校建設費、12節。磁気探査委託料、北丘小学校体育館改築工事監理業務委託料、14節。北丘小学校体育館改築工事、北丘小学校プール施設改修工事。北丘小学校体育館を建てる位置は、現在の体育館横で、運動場への出入りや緊急車両の通行に支障がないようにすることを確認しました。7点目、教育部教育総務課。予算書158ページ、歳出10款。教育費、6項。保健体育費、2目。共同調理場運営費、1節。報酬から8節。旅費。幼稚園の給食が始まることなどにより、配送に要する時間や給食数が増えて人手が不足している現状があり、調理に係る人員を確保するため、会計年度任職員6名を増員すると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、先ほどの留意事項を付して可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第13号 令和4年度南風原町一般会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は留意事項を付して可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 議案第14号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第10. 議案第14号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第14号

令和4年度南風原町国民健康保険特別会計予算 審査の経過 本案は、3月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。特定健診の受診率向上に向けて、未受診者には電話案内や受診するとTポイントの付与が受けられる等の方法で受診率向上に向けて進めていたが、今後はチラシの配布等広報の強化を考えていると説明がありました。また委員からは、受診率が平成30年度39.3%、令和元年度37.7%、令和2年度32.8%と年々低下している特定健診の受診率向上に、引き続き取り組んでほしいとの要望がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、举手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第14号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第15号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第11. 議案第15号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第15号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 審査の経過 本案は、3月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いま

した。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、举手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第15号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12. 議案第16号 令和4年度南風原町下水道事業会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第12. 議案第16号 令和4年度南風原町下水道事業会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 報告いたします。議案第16号 令和4年度南風原町下水道事業会計予算 審査の経過 本案は、3月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。3月17日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。執行部から、本会議で質疑のあった供用開始区域内における浄化槽の数については、平成13年4月1日から単独処理浄化槽の設置が禁止されて以降、合併浄化槽が26基、単独浄化槽が181基、合併浄化槽が単独浄化槽か分からぬ不明なものが1,513基、合計で1,720基あると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、举手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第16号 令和4年度南風原町下水道事業会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第17号 令和4年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第13. 議案第17号 令和4年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。議案第17号 令和4年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算 審査の経過 本案は、3月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。3月17日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、同日まとめと採決を行いました。委員からは、早めに津嘉山北土地区画整理事業は完了するよう、課内でも十分に検討してほしいと要望がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第17号 令和4年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14. 議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長 玉城 勇君 日程第14. 議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定について 和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。1 事件名 令和3年(ネ)第78号損害賠償請求控訴事件。2 当事者 損害賠償請求者 A氏、損害賠償支払者 南風原町。3 事件の概要 本件は、平成24年度に宮平学校線街路整備事業に伴い所有地の一部を所得する土地売買契約を締結した。その後本件事業の拡張工事において所有地との間に高低差が生じ、間口が小さくなることを説明しなかったことから土地価格低下の固定資産評価額928万7,936円とそれに対する遅延金等の支払いを求める訴訟である。4 和解の内容 別紙のとおり。裏のほうをお願いいたします。和解の内容 福岡高等裁判所那覇支部民事部より提示された和解調書に基づき、下記の内容で和解したい。記 1 控訴人は、被控訴人に対し、本件解決金として400万円の支払義務があることを認める。2 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、令和4年6月30日に限り、○○銀行○○○支店の○○○○○名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。3 控訴人及び被控訴人は、本件訴訟の内容及び経過につき、みだりに第三者に対し口外しないこととする。4 被控訴人は、控訴人に対するその余の請求を放棄する。5 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。6 訴訟費用は、第1、2審を通じて各自の負担とする。以上。5 損害賠償額 400万円。提案理由としまして、上記事件について、和解し損害賠償の額を決定する必要があるため提案をいたします。本議案のこれまでに至る経過を含め、詳細については担当部署のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 議案第23号資料のほうをご覧ください。議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定についての概要を説明します。1. 経過説明 ① 平成24年8月8日 宮平学校線街路整備事業の用地及び物件補償を地権者と契約締結。② 平成25年11月15日から平成26年4月25日まで宮平学校線道路拡張工事完成。③ 道路拡張工事の際に地権者管理のアパートへの出入口が2か所あったが、拡張工事に伴い1か所の出入口に高低差が生じるため、出入口を1か所に集約し、機能回復として地権者と相談の上、出入口を広げてスロープで段差処理を行い工事を完成した。④ 令和元年6月17日付、令和元年（ノ）第87号損害賠償事件が那覇簡易裁判所より調停期日呼出状が届く。申立ての趣旨は、平成27年5月18日の調査における固定資産評価減額分928万7,936円と、これまでの5か年余りの時を費やした経費として30万円と併せて要求。⑤ 令和元年8月21日から同年11月27日まで上記損害賠償事件に係る3回の調停が行われた。⑥ 令和元年11月27日第3回調停で合意が成立する見込みがないため調停不成立で調停が終了。⑦ 令和2年3月9日付、令和2年（ワ）第142号損害賠償事件第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催促状が届く。請求の趣旨は固定資産評価額が同工事施行前と同工事施行後に生じた減損額928万7,936円とそれに対する利子の支払い、損害賠償事件に要した必要経費として金30万円、その対応に苦慮し、精神的な苦痛を感じたことに対する慰謝料として金30万円を求めるもので、令和2年6月18日から令和3年2月4日までの6回の口頭弁論及び弁論準備手続が行われた。⑧ 令和3年3月30日判決結果 1 被告は、原告に対し、928万7,936円及びこれに対する平成26年4月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。2 被告は、原告に対し、20万円を支払え。3 原告のその他の請求をいずれも棄却する。4 訴訟費用は、これを6分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。⑨ 令和3年4月12日、上記判決結果に対し、町の主張が認められていないことから控訴する。⑩ 令和3年7月2日から令和4年1月7日まで5回の裁判準備手続が行われた。控訴人（町）は第2回裁判準備手続において、不動産鑑定評価書の結果を準備書面として提出した。⑪ 令和4年1月14日付、福岡高等裁判所那覇支部民事部より和解勧告書の提示。⑫ 令和4年2月15日、第6回和解期日にて、被控訴人より和解勧告書の同意を得られずに和解不成立。⑬ 令和4年3月3日、第7回和解期日にて控訴人、被控訴人双方の同意が得られたため、和解調書が福岡高等裁判所那覇支部民事部より弁護士を通して届く（令和4

年3月10日都市整備課受付）。和解条件として、次のとおりである。1 控訴人は、被控訴人に対し、本件解決金として400万円の支払義務があることを認める。2 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、令和4年6月30日限り、〇〇銀行〇〇〇支店の〇〇〇〇名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。3 控訴人及び被控訴人は、本件控訴の内容及び経過につき、みだりに第三者に対し口外しないこととする。4 被控訴人は、控訴人に対するその他の請求を放棄する。5 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。6 訴訟費用は、第1、2審を通じて各自の負担とする。

2. 和解提案の概要 裁判所からの和解提案は、上記⑬のとおり。内容は用地売買契約の算定となる評価額を「固定資産評価額」ではなく、不動産鑑定士による「不動産鑑定評価額」とすることが妥当とする町の意向に相応するものと考えられることから、地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。この内容で和解したく提案いたします。以上が議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定についての概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それではですね、今回の和解の額ですけれども、まずは町長、私はこれまでこの問題に対して何度も一般質問の中で申し上げてきたとおり、お互いに遺恨を残さないように町民を訴える、そういう状況を早めに収束させてほしい。そういうふうな提案をさせていただきました。今議会でも行いましたが、そういった趣旨からもこの和解に関しては是非とも賛成したいなと思うわけですけれども、やはり何点か確認が必要な事項がありますので、質疑をさせていただきます。まず1点目に、この争点、町が争点だとしていた固定資産評価額ではなくて、不動産鑑定評価額で判断されるべきだという主張ですが、この説明資料の中には最後のほうに、町の意向と合致するというような説明がありますけれども、裁判所から送られてきている記載の中に、記載されている金額289万1,400円に関しては、この記載では当初の主張していたもとの金額との差額という表現がありません。ですから、また説明資料の中にも町の主張と一致するかのような文言がありますけれども、この額に対する、今回の289万円という額に対する説明が記載されていません。こ

のあたりは、私はどういうことなのかなということがちょっと疑問ですので、減額分として考えていいのか、もともとの固定資産評価額との差が1審の判決の928万円からこの289万円へと金額が変わっている。当然この金額の差異があるという考え方なのか、そのたりの説明をお願いします。

2点目に、928万円のもともとの争った原因ですけれども、これは税務課だと思いますが、そもそも原告が主張する固定資産評価額、なぜこんなに下がったんですか。間口がどうのこうのは分かりますよ、理屈は。私はこの固定資産評価額が下がった原因がですね、そこにも問題があるんじゃないかなという疑問が拭えません。これは後日検証しても結構ですけれども、普通だったら道が新しくなって、間口が広がる。アパートですから、アパートの駐車場の出入口が少なくなったということだけなのか。聞きたいのはですね、ここは町民の皆さんも、よく私言われますけれども、以前両方の土地に補償をしているんですよね。そのときにも補助金返還などが生まれたこの工事ですから、近隣の補償した土地も同様に多分固定資産評価が下がったり変動があるんじゃないかなと思います。もともと何でこの固定資産評価というのが急激にこんなに下がってしまったか。この辺も分からないので、これまでこれは想定していませんでしたから、少し補足説明をお願いします。

3点目に、1審で南風原町は負けるわけですけれども、1審で指摘をされている精神的苦痛に対する費用、これについてはどう考えるんですか。今回の和解の中にそういった精神的苦痛が含まれているのかどうなのか。この精神的苦痛という内容が裁判に対するものだけだったら申し上げませんけれども、原告からすれば役場の対応がおかしかったという内容が1審の判決には書かれているんですよ、罵倒されたかのようですね。役場に責任が本当にはないと言えるのかなというのが疑問ですので、それを教えてください。

そして4点目に、この和解案にある、3項目にありますけれども、みだりに第三者に対し口外しない。この文言はどちらが要求してつけられた文言なんでしょうか。またその意味するところはどういうことですか。もし、この和解案が通れば、この後議会でもこの文言で和解したから説明しません、これ以上の説明はできません、そういうことになるんですか。その文言の意味を教えてください。

そして最後に5点目ですが、今回の和解金が400万円、この後の補正予算で出てくる裁判費用110万円、これは町民の負担になるというふうに見えますけれども、責

任は南風原町のせいなんですか。誰の責任なんでしょうか。今、私がもう一方で訴えている、職員から訴えられているそういったことに関しても、これも以前南風原町が町内企業と争った裁判で和解をする。その後に調べてみたら南風原町の職員に不適切な事務があつた。そういうことから起こっています。これは直接的な関係はないというふうにこれまで何度も答弁されていますが、この和解が成立した後に、また実は南風原町側の職員に、もしくはその関連した方々に責任が及ぶ、そういうことも懸念をされますので、これは今回の和解案が成立したら全て終わりということでは私はちょっとそこは納得できない。この和解は是非ともやってほしいです。しかしながら、やっぱりしっかり今後この総括をするべきだという視点で質疑しておりますので、以上5点よろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それではお答えいたします。今、5点質疑がありました。私が答えられる範囲で答えて、もし不足があれば担当のほうから補足をさせたいと思いますのでご了解ください。まず1点目の当初の900万円余りの1審の判決と、今回の280万円との差ですが、これは次の2点目ともちょっと関係があるんですが、この900万円の固定資産税の評価においては、実は対象となった土地が2筆ありました。間に町の所有する水路が挟まれています。固定資産評価基準からすると、これは総務省が出ました、固定資産税を評価する上で評価書があるんですが、固定資産評価の評価方法については基本的には現況主義、現状主義というんですか、現況主義でやるものですから、表面上は全部アスファルトで埋められて舗装されて一体利用をされている状況です。いわゆる現況主義は一体評価されています。そこでこの2筆分が損害を受けたということで本人の申立てがありました。これを裁判所は、それを認めて900万円余りの1審の結果が出たわけです。これに対して控訴する際にその場で理由を申し上げましたが、実際はこれまで用地買収の際には土地の評価については不動産鑑定士が鑑定した評価書に基づいてやる。これは用地買収の際の補助金の請求とか、いわゆる国が求めている手法です。この不動産鑑定士の鑑定額については一切触れられなかったわけですので、これについては今後の事業に、仮にここで結審という形になつてしまったら、今後公共工事を進めるに当たつて、この用地単価が固定資産評価額で進めるということになつたら、これはまた国との関係でこういうわけにはいきませんので、これはやっぱり町としては今後の事業をスムーズに進めるためにも従来どおりの鑑定

士による評価書に基づいて評価すべきだということを2審では主張しました。これが裁判官からは妥当だということで和解案が示されたということなんです。それで約300万円弱の額、半分に落ちたというのは、固定資産税は2筆が対象だったんですが、今回の和解案では道路に面している1筆分ですね、いわゆる水路を挟んで向かい側の筆は対象になっていないんです。これは不動産鑑定の評価、いわゆる実勢価格、市場価格というのを現にこの道路が拡幅したことによって、企業利益が発生しているところがあるんですよ。いわゆる便利になった、幅員が拡張された、そういうプラス面が全く考慮されていなかったということで、こういうのも町が依頼した不動産鑑定士はここを事細かく理論的にまとめて裁判官に2審で主張したわけです。そこが認められたということで、額が減ったというのは2筆が1筆に変わったということになります。

精神的苦痛の話がありました。これについても町の代理人弁護士が裁判でのやり取りの中で主張したのは、いわゆる土地の価値が、この道路が整備されたことによって評価が上がったと、これは事実なんです。それからすると、いわゆる苦痛よりも受任の範囲だということで、これについては1審では30万円でしたか、もろもろの当時原告の主張した苦痛を30万円は町は払えということで判決があったんですが、今回の控訴審では受忍の範囲だということで、これについては金額は全く入っていません。ということです。この400万円近くの額というのは、この問題が発生してから和解に至るまでの期間ですね、7年余りでしたかね。この辺のいわゆる民法でいう遅延損害金年5%、それがこの200万円余りに、7年余りの7年8か月でしたか、この分の5%が加算されたものが約400万円になるわけです。その分を町は支払えということでの、払う用意があるかということでの和解案でした。それを相手にも説明をして納得をいただいたということで今回の提案ということになります。

4番目の口外しない、これについては直接現場でやり取りに立ち合っていませんので、これは担当のほうから答えさせたいと思います。

それと結果的に追加裁判費用、手続、弁護士費用とか、これに係る費用の責任もありましたが、これはひとつつの町の行政執行する上での必要経費だと。それはちゃんと予算を通して議員の皆さんに審議をいただいて、認めていただいて控訴審に臨んだということあります。町の分限審査、いろんな条項、要綱から見ても今回の事案で職員に責任を負わせるという条項はありませんので、これについてはそういうことでご理解

を是非お願いしたいと思います。もし足りなければ、後で答えたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 仁士議員の質疑にお答えします。4点目の議案の概要にも書いていますけれども、みだりに第三者に対し口外しないことあるんですけれども、その点は2審の事務署名をする中で和解に両方とも同意が得られる状況に近づいたときに、もちろん町側は団体ですので、相手方は個人名、住所だったりとか土地の番地だったりとか、そういう条項は、もちろん今伏せてはいますけれどもね、それを相手を気遣いではないんですけれども、その意味合いでの口外ということで、以上です。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時08分)

再開 (午前11時09分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

休憩します。

休憩 (午前11時09分)

再開 (午前11時09分)

○議長 玉城 勇君 再開します。税務課長。

○税務課長 新垣奈津子さん お答えします。平成27年5月当時ですね、所有者の方から申出がありまして評価のほうの見直しを行っているんですが、工事の前と後で間口に変更があったこと、それに加えて間口のほうに高低差が生じてフェンスが設置されているということで、利用状況に制限があるものと判断しまして、固定資産の評価基準に基づいて評価のほうは適正に評価した結果がそのような金額となっております。以上です。

お答えします。評価に影響があったのはこの場所のみになります。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 回数が限られますので、今回はこの和解の内容、和解の金額についてのみをやりたいと思います。まず、とりあえず答弁を受けての確認ですけれども、1点目に関しては、今回ちょっと答弁が少し分かりにくかったんですけれども、当初この固定資産評価額の基準となった928万円という土地は2筆だったと。今回出ている不動産鑑定評価額についての土地は1筆であるということですね。そういう確認。だからもともとの価値から減額された云々ではなくて、この1筆の土地の価格がこの価格ということで理解はしていますが、それでいいのかどうか。もしそうなら、本来その1筆分の土地の価格で何で補償しなかったの

かなという逆の疑問が発生するんですよ。そこはですね、もしかしたら今回では、根本の問題とは違うかもしませんけれども、本来であれば、本来そういう不動産鑑定に基づいた補償がなされるべきということであれば、何でそれをやっていなかったか、最初から。問題がまた元に戻るような気がしますので、そこについては再度お願ひします。

次に2点目のそもそも固定資産評価額がこんなに下がったかについては、使用者、利用者からの申出によっているもので、ほかの土地には影響していない、そういうふうに理解をします。それについていろいろ言いたいことはありますけれども、今回は避けます。

次に3点目の精神的苦痛については、今回のものには含まれていない。今回のものは不動産鑑定評価額とその延滞料みたいなものであると。ただその理由で聞くと1審の判決まで出た内容が全く消えたというのはちょっと僕は理解できないなと思いますが、とにかく今回のものには入っていないということで理解します。もし違っていたら言ってくださいね。

次、4点目ですけれども、今の担当課長の答弁からいくと、個人名とか住所とかそういったものに配慮するものであって、今後の議会での審議、今後の詳細説明を阻むものではないというふうに理解をします。そしてもう1点目はそういうことに配慮するために南風原町側がつけたという理解でよろしいか、これについて再度お願ひします。

5点目ですけれども、ちょっと副町長、説明としては分かりましたけれども、必要経費と言われてしまって、予算は議会の審議を経たということになると、この後の予算、非常に僕は判断が難しいなというのが正直苦しいんですけどもね。和解はしてほしいけれども、この根本的なこういったことが起こったことに対して、責任云々を言わずに必要経費だったと言われてしまうと、和解は対町民ですから応じたいと思いますけれども、役場側に言わせれば町民から訴えられたからさらに訴え返した、控訴したということですけれども、私は控訴の時も反対したわけです。町民を訴えるということが本当にいいことなのか。しかも負けた裁判で。それを必要経費だったと言われてしまうと、この後の予算、非常に苦しい。本当にこれ南風原町の適正事務執行するための必要経費なんでしょうか。責任はないんでしょうか。再度、ちょっと苦しい、どちらも苦しいと思いますが、考え方を教えていただきたいと思います。再度お願ひします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時15分)

再開 (午前11時16分)

○議長 玉城 勇君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 それではただいまのご質疑にお答えいたします。まず数字的と言いますか、固定資産評価とか不動産鑑定評価に関しましては担当のほうから答弁をさせていただきます。私のほうからは精神的苦痛のところのご質疑でございますけれども、これは議員1審の判決をご承知だと思うんですけども、この1審の判決の中には確かにそういった部分が判決として入っております。しかし、今回のこの控訴の和解の内容といいますのは、結果として1審の判決はそばに置かれているんですね。そうじゃなくて、この1審の判決を審議するのではなくて、改めてこういった和解案というのを裁判所が設定をしてこれについてどうですかというようなひとつの投げかけですので、我々としてはこの苦痛とかそういったものは裁判上のものではないというふうな理解をいたしております。ただ、これは水掛け論になっている部分がありますけれども、町民の方は役場の対応が非常にひどかったと。あるいは受け答えも乱暴だったとそういうふうに申し上げているわけです。ですから、町といたしましてはしっかりと説明をしてきましたし、現場にも来ていただいて、こういったふうな状況になりますよというふうなことは町としてもまた丁寧に説明をしたというふうな、これは調停の口頭審理の段階でやり取りをしていて、その話が水掛け論みたいな感じになっているものですから、それに関しては我々としては特に争わないということで弁護士を通じて裁判所のほうに申し上げているものですから、調停の内容としてはそういうふうになったものと理解をいたしております。

責任の問題でございますけれども、これは平成24年からの案件でございまして、行政は継続でございますから、基本的に町民の皆さんに対する責任というのは行政にあるものというように考えております。これは当然行政の責任と言いますと、最終的には町長の責任でございますので、これは私の責任というふうなことになろうかと思っております。ただ、一義的にはそうですけれども、先ほど副町長から答弁がございましたように、この経費、それから和解金そういうのを当時の担当職員とか、あるいは現職の町長に損害賠償として請求するかどうかそういったふうなことはまた別問題でございまして、それをしかし、現段階ではそういうふうな町長職とか当時の担当とかそういう方々に請求するんじゃなくて、行政行為の一つの瑕疵として、これは行政として責任を取るべきだということで議案として町議会に提案をしているわけでござい

ますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。私といたしましては、せっかくの機会でござりますので、町長といたしまして町民の皆様には今回のこの裁判問題に関しましては心からおわびをしたいというふうに考えております。今後こういったような案件が、事件がないようにしっかりと物件補償、あるいは用地買収そういうものを専門的な分野で調査研究といいますか、今後そういうふうな事件が起こらないように対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 仁士議員の再質疑にお答えします。まず、なぜ最初から2筆、今回2筆分が1筆分の評価ということだったんですけれども、当初は宮平学校線に伴う道路拡張工事の用地補償契約というのは道路側に面している部分の補償、用地契約を執行している関係で、今言った、副町長から説明があったとおり途中に水路があって後ろ側に建物、道路に面している部分はどうしても1筆側ということで契約、物件補償とか用地の契約をしております。

2点目の個人情報の口外の件は、うちの弁護士を通してこちらが提案して、相手側も和解調書に載っているとおり、そのまま和解調書に載っているということとなっています。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時22分)

再開 (午前11時22分)

○議長 玉城 勇君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 答弁が漏れていきました。今後の議会の対応とか、うちの弁護士にも確認はしていますけれども、議会への和解案とかの情報に関しては個人情報には当たらないものですから、その情報提供は可能ということで確認をしております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町長から丁寧なご説明をいただきありがとうございます。町長、責任の所在については別問題だと。今回の和解の成立のための議案と予算というふうに確認しますが、また今後の議会での審議を阻むものではない、そういうふうに理解してよろしいですか。再度すみません、この1点だけお願いします。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。責任に関しましては先ほど申し上げましたように、何といいますか、これだけの経費が町費として支出されるわけですから、それに関しては先ほども申し上げましたよ

うにこういった事件を発生させてしまったという点では行政に責任がございますので、それはしっかりと議会に提案をして、説明をして予算化していただいて、その損害賠償に対応すると。これは一つの行政行為でございますので特段問題はないというふうに考えております。じゃあ行政は誰が責任を取るかということになるわけですけれども、ご質疑の趣旨ですけれども、これはやっぱり最終的に行行政の責任は町長にあると先ほども申し上げました。ですからそういったふうなことが今後二度とないように、私としては今後気をつけてまいりたいと。今回は町民の皆さんに心からおわびをしたいというふうな趣旨の答弁をいたしております。

今後の議案審議でございますけれども、これは今回は損害賠償額の決定ということで議案化しておりますけれども、これから議案として提案することはありますので、議員が一般質問で取り上げられるんだったら我々は対応いたしますけれども、改めて議案として出すということはないということでご理解をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時25分)

再開 (午前11時34分)

○議長 玉城 勇君 再開します。税務課長。

○税務課長 新垣奈津子さん すみません、先ほど仁士議員の質疑に対して私が行った答弁を訂正させていただきます。先ほどその他の土地については影響がなかったというふうに答弁しているんですが、同条件で高低差ができた宅地については1件見直しを行った箇所があります。以上、訂正して答弁修正いたします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時35分)

再開 (午前11時35分)

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今、仁士議員とのやり取りで私の質疑も幾つか要らなくなりましたので、町長をはじめ皆様の丁寧な説明には感謝申し上げます。それでも幾つか確認をしたいと思っています。まず、これはたしか去年の3月定例会直後の4月9日でしたか、臨時会を開いて控訴することについての議案を、それと予算を審議しました。今回その結論的な提案だと思っていますけれども、そのときにちょっと私も聞いたつもりなんだけれども、十分会議録を見てみると読み取れないで改めてお聞きしますけれども、そもそも控訴の目的は何であったのか。控訴するというのはこれこれの判決を求めるますということで提起するはずなんで

すよね、だったと思います。その辺で最終的にも和解ということで、当事者同時が和解したという結論になつたわけですから、これは裁判は終わっても調停になつたというふうな意味かなと思って喜んでいるわけですが、改めて役場はどういう判決を求めたのかというの1点目です。

そしてここで言う町民が当初求めたのは固定資産評価標準額に基づいての928万円余りだったわけですが、和解の勧告では鑑定評価額289万1,400円ということで記されていまして、この金額は今や取りを聞いていましたが、町民は2筆を一体として請求したけれども損害賠償を。役場は間に筆が分かれているということで、それから不動産鑑定書も提出をしたということですけれども、この289万円というのはその1筆の鑑定額ですねということを確認したいと思います。

それから口外しないというのは先ほど役場のほうから求めて、個人情報が混じるのであまりよろしくないだろうというふうな判断で町のほうから求めたということでございました。それは今確認されています。

それから、これは私何度も繰り返して大変恐縮ではあるんですが、同じ学校線の整備に関してですね、ちょっと日にちはメモしてありませんが、過剰に補償したということで国から返還を求められた。1,500万円余り補償して、そのうち8割は国庫補助なのでそのまま国に返しなさいと会計検査院から指摘をされて返された実績があります。結果としてはこれは補償費を渡していく、国に返すのは町民から集めた税金で返したんですね、そういうことになっています。そのことに間違いないか。3つぐらいかな、4つになったかな、まずそのことについてお答えいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 ではお答えいたします。まず1点目のこの裁判の控訴審の狙い、目的は何かということですが、これは概要の3ページのほう、和解提案の概要にまとめてあるように、固定資産評価額で評価をした1審を、町としてはこれについては異議があるということで、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、いわゆる市場価格で当然やるべきだと。それが公共事業を、工事を進める前段の用地取得売買の積算根拠になるですから、これが1審では全く議論されなかったということでそこを認めてもらいたいということで不動産鑑定士による鑑定額で評価をすべきだということで主張をしたところであります。今回の200万円余りは、そこには実は2筆、1審では2筆が補償の対象になったんですが、今回は地番で言えば2筆あります、……と……というのがあって、そ

の間に町の水路が走っています。固定資産評価ではあれは総務省が決めた評価額基準書というのがあって現況主義ですから、実際現場がどういうふうに利用されているかということで、いわゆる水路を挟んで2筆が利用されていると。いわゆる一体利用されているということで2筆分の損失分を1審では原告の主張を認めたわけです。しかし、実際の実勢価格としてはここに分断される土地になっていますから、実際の鑑定の取引の際にはここは非常に重要な意味を持つということでそれぞれ別々に評価をするというのが、そこが固定資産評価基準との評価の見方が、考え方がちょっと違っております。そこを主張して1筆分ですね、……について今回の200万円余りはこの分の、いわゆる高低差が生じたことによる損失分だと、そこを補償すべきだということで和解で示されたわけです。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時43分)

再開 (午前11時44分)

○議長 玉城 勇君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 今休憩中にご指摘のありました2筆地番についての特定できる番地は削除したいと思いますので、ひとつこれについては議事録から削除できるようにひとつお願いしたいというふうに思います。ご了解いただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時44分)

再開 (午前11時45分)

○議長 玉城 勇君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 対象となった土地は道路に面した土地であります。

3点目の件については、これは担当部署のほうから答えさせたいと思います。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 毅議員の3点目の質疑にお答えします。毅議員がおっしゃるとおり、過去にこの学校線の補償の件で返還というのがあります、返還分は町の税金で補ってあります。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時46分)

再開 (午前11時46分)

○議長 玉城 勇君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 ちょっと答弁抜けておりました。口外しないという件で、先ほど仁士議員の質疑でもあったと思っていますけれども、町のほうで提案して、先ほども言いましたとおり、議会での和解調書だったり裁判所からの通知に関しては公表は大丈

夫ということで、先ほども言いましたように、個人情報とかのこれがこの議場においても見え消しをしています。それ以外にお互いですね、町側は明記をしていますけれども、一団体ということですね、その辺の口外拒否ということでの理解です。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 穀議員。

○13番 大城 穀君 ご答弁ありがとうございます。再質疑いたしますけれども、今副町長から答弁いただきましたけれども、目的については概要説明の3ページにあるとおりそういうふうなことで説明いただきました。それは理解しているつもりなんですが、先ほどちょっと、最初申し上げましたように、控訴する際にはどういう裁判を求めますというのがあると思うんですよ、出す書類の中にですね。そこがどういうふうに表現されていたのかなというのを確認したいんです。休憩。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時48分)

再開 (午前11時48分)

○議長 玉城 勇君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 穀議員の質疑に、どういう内容での控訴状ということでの質疑ですけれども、先ほど言いました4月の臨時会において、本控訴するという議案で控訴に至っているわけですけれども、その控訴する内容については令和3年4月12日に控訴状というのを裁判所のほうに、うちの弁護士を通して、代理人を通して出しております。内容に関しては、概要にもありますとおり最後のページですね、これは控訴状が約二、三枚ほどあるんですけれども、一部を紹介しますと、先ほどの298万円余りに対する、これに納得しないというふうな内容とその分を控訴するという内容となっております。先ほど言いましたとおり、固定資産評価での1審の争いに関しての、それが町の主張が認められていないというふうな内容での訴状となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時50分)

再開 (午前11時50分)

○議長 玉城 勇君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 先ほどの答弁の訂正をいたします。先ほど298万円ということを答弁しましたけれども、928万円余りに訂正です。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時52分)

再開 (午前11時52分)

○議長 玉城 勇君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 大変失礼しました。穀議員の再質疑にお答えします。控訴状の内容等を問われていますけれども、概要説明の2ページの⑩の中で令和3年7月2日から令和4年1月7日までの5回の審理が行われた。不動産鑑定の結果を準備書面として提出したということあります。それが主な控訴理由となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 穀議員。

○13番 大城 穀君 どうも……、じゃあこれは要求しますけれども、控訴状の中でもし個人情報に触れる部分は当然隠していただいてですね、議会終了後で結構ですから提出いただけますか、私に渡していただけますか。議長からもそれを要望いたします。そして今質疑はそれで了したいと思います。

それから同じ路線の事業で国庫に返還した部分があつて、その部分は町の財政、一般会計からお返ししたと、単費で返したということは確認いただきました。

役場は今度の勧告や和解の中で自分たちの主張である不動産鑑定が採用されたと、ふさわしいという、ちょっと言葉としては相応するというふうな言葉でちょっとばかした感じがしますけれども、概要説明の中ではね。不動産鑑定が採用されるべきだという主張が採用されたんだという判断ですね、確認します。そういうことです。そしてさらに先ほど申し上げた、いまさらと言えば言われるかもしれないけれども、まだ時効には達していないと思いますので言いますが、国庫返納した不当補償、言葉はちょっと、過大補償でしたか不明確ですけれども、いずれにしろあれは道も越えて補償したのがおかしいという指摘をされて返還及んだというふうに私は理解していますが、その補償をされた町民にこれを返還させることによって町民の負担じゃなくなるわけですよ、あの返還も。と私は理解するんだけども、その意思はないんですね。その場合の根拠を改めてお示しいただきたいと思います。まず2点です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時57分)

再開 (午前11時57分)

○議長 玉城 勇君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 それではただいまの穀議員のご質疑にお答えいたします。ちょっと焦点がずれでおりましたら、また休憩などでご指摘願いたいと思います。まず、第1審の判決がこの資料の中にございますが、⑧で明記しておりますけれども、原告に対しまして928万7,936円支払いなさいと。それから延滞遅延金を年5割の割合でこれも払いなさいと、年5分ですね、失礼

しました。原告に対して20万円を支払いなさいと。そして訴訟費用は原告は6分の1、被告が町ですけれども、6分の5とそういった判決が出たわけです。これに対しまして町といたしましては納得できない部分があると。これが一番大きいところが鑑定評価額じゃなくて固定資産評価額を採用しているという点ですね。それから2点目が年5分の延滞遅延金ですね。これも係争が長くなつたためにそこまで期間がかかつたんだという判断で、そういったふうな反論をしました。それから20万円につきましてもいろんな諸経費とか、あるいはまた原告の方の精神的な苦痛の部分ということで20万円と。それから訴訟費用ですね、そういったものが判決として出されたわけですけれども、それに対しまして町としては反論する必要があるということで訴状にもその旨を記載いたしまして控訴に至つたということでございます。控訴のときにこれらの資料は議案として一応提案しておりますので、後でご確認いただければと思います。それで判決が出たんですけれども、この判決について我々は納得できませんということで控訴したんですが、何回か口頭審理する中で我々が出した鑑定評価額が採用されまして、和解としてまず289万1,400円、これのまた7年8か月分の延滞遅延金と含めて400万円で和解してくださいというようなことが和解案として裁判所から出されたわけです。それに対して、内容として我々は自分たちの言っている意見が鑑定評価額を採用してくれたということで納得いたしまして、そしてそれ以外の経費に関しましても、例えば訴訟費用も6分の5じゃなくてそれぞれの負担ですよと。そういったふうな和解案でしたのでこれによしとしようと、納得しましょうということで弁護士にお願いしたわけです。ですけれども相手方がこれには応じられないということで、1回目の和解は成立しなかつたんですけれども、その後弁護士さんと裁判所でいろいろあったと聞いておりますけれども、その後和解を受け入れるというようなことになって今回の議案提案になっているというふうなことでございます。ですから町としましては一番大きいのは補償の額が固定資産評価額じゃなくて、鑑定評価額を認めてくれたと、採用してくれたというふうなのが一番大きいです。それでこの和解として評価できるというようなことでございます。

あと1点は、過去の事件でございますけれども、私は内容を詳細は把握しておりませんけれども、あれは多分物件補償ですね、残地補償じゃなくて物件補償で、実際道路工事とかけ離れたところの建物を補償したんだけれども、会計検査院としてはこれは補償の対象に

ならないんじゃないかなと。しかし町としては一連の営業所ですので、全体として移転しますからこれは補償の対象だということで見解が、会計検査院と南風原町との間の見解が違いまして、結局最終的には東京の会計検査院まで弁明に行ったんですけれども、結果として償還というようなことになったわけです。それで予算化をしてその償還の分は国庫に返還をしたという経緯だったと私は記憶いたしております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後0時03分)

再開 (午後0時04分)

○議長 玉城 勇君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまの毅議員のご質疑にお答えいたします。議長、休憩をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後0時04分)

再開 (午後0時06分)

○議長 玉城 勇君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまのご質疑に関しましては、休憩の中でお話したんですけれども、そういったふうな、私の立場では現段階ではお答えできないということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 毅議員、3回やりましたので。3回終わりました。休憩をのぞいて、質疑を3回やっていますので。

確認します、まだ質疑される方はいますか。よろしいですね。

ほかに質疑はございませんね。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となつております議案第23号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第23号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩（午後0時08分）

再開（午後0時22分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第15. 議案第24号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第11号）

○議長 玉城 勇君 日程第15. 議案第24号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第24号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第11号） 令和3年度南風原町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億2,698万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費の補正）第2条 繰越明許費の変更は「第2表 繰越明許費補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 それでは議案第24号、資料1をお願いいたします。議案第24号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第11号）について概要を説明します。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ1,360万円を追加し、補正後の一般会計予算額は180億2,698万9,000円となります。

内容については、5ページ以降の事項別明細で説明します。4ページをお願いします。第2表繰越明許費補正について説明します。3款2項、子育て世帯への臨時特別給付金事業の変更は、給付対象者見込み数の増によるもので、補正後の繰越額は1,461万6,000円です。

歳入について説明します。7ページをお願いいたします。14款2項1目、民生費国庫補助金850万円の増は、第2表繰越明許費補正で説明した子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金で、補助率10分の10です。8ページをお願いいたします。18款1項1目、財政調整基金繰入金510万円の増は、今回の補正予算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より

繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は18億376万4,000円となります。

次に歳出について説明します。9ページをお願いします。3款2項1目、児童福祉総務費850万円の増は、第2表繰越明許費補正及び歳入7ページで説明した子育て世帯への臨時特別給付金の給付対象者見込み数の増によるものです。10ページをお願いします。8款4項3目、街路整備事業費510万円の増は、損害賠償請求訴訟事件に係る和解及び弁護士委託料の計上によるものです。以上が議案第24号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第11号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となつております議案第24号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第24号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第24号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第11号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがつて本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後0時27分）

再開（午後0時29分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第16. 陳情（令和3年）第13号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

○議長 玉城 勇君 日程第16. 陳情（令和3年）第13号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄

県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情（令和3年）第13号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情 審査の経過 本件は、昨年9月8日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手少数による不採択であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情（令和3年）第13号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情（令和3年）第13号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は不採択であります。陳情（令和3年）第13号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について採択することに賛成の方は起立を求めます。

（起立少数）

○議長 玉城 勇君 起立少数であります。したがって、本件は不採択することに決定しました。

日程第17. 陳情（令和3年）第27号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時の対応を求める陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第17. 陳情（令和3年）第27号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の

即時廃止と臨時の対応を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情（令和3年）第27号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時の対応を求める陳情書 審査の経過 本件は、昨年9月8日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手少数による不採択であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情（令和3年）第27号について討論を行います。討論はありませんか。

（「あり」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論は、まず原案に反対から行いたいと思います。反対はございませんね。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 では、賛成についての討論になります。よろしいですね。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私、大城 勝は、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時の対応を求める陳情書を採択する立場から意見を述べます。いわゆる土地規制法と呼ばれるこの法律は、どのような施設周辺の住民が規制の対象となり、またどのような行為が施設の機能を阻害する行為とされるのかなど曖昧であり、どのようにでも拡大解釈されてしまうおそれのある法律に思います。この土地規制法は、沖縄県全域に適用される可能性があるとされていますが、沖縄県の考え、意見を十分に聞かずに制定されているように思います。このような観点から私は、この土地規制法に関する陳情書を採択することに賛成します。以上です。

○議長 玉城 勇君 次に原案に反対の討論を認めます。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 ほかに討論はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 私、岡崎 晋もこの陳情の採択に賛成する立場で意見を申し上げます。去年の6月に参議院本会議の最終日の深夜に駆け込みで成立したこ

の法律は、できてしまったんだからどうしようもないというのではなく、この法律の適用が無用に住民の日常生活を縛ってしまうことがないよう訴えてこの陳情の採択に賛成する意見を申し上げます。今年9月から全面施行されるこの法律のために土地利用状況の管理システム整備費として国は24億4,000万円を令和4年度予算に計上しました。重要施設や国境離島を特別中止区域として、その周辺の土地は売買するときに事前の届出が求められます。日本の米軍基地の7割があり、自衛隊基地が離島に続けて造られている沖縄では広大な地域がこの法律の適用範囲に含まれます。しかもこの法律で言う重要施設とは基地以外にも空港、港、発電所、変電所、ダム、浄水場、大きな病院、銀行や郵便局などを示しており、そこからおよそ1,000メートルに隣接する土地に適用するものです、この法律は。

私の身近な例を申し上げると、兄が石垣島で現在進められているミサイル基地の工事が進められておりますが、そのすぐ近くで、ライフルの弾が届きそうなところで兄がパイン作りをしております。やがて年を重ねて畑がやれなくなって、いざその広い農地を売ろうとするときに、届出が求められます。買おうとする人はその目的を明確に問われます、この法律では。もしも買おうとする人が畑を続けるといって買って、その後、そこから双眼鏡などでその基地をのぞいたりすると警察から何をしているんですか、あるいは自衛隊関係者から何をしているんですかと聞かれることもあり得ます。土地の値段が下がったり、あるいは売れなくなることもあります。この法律にはどんなことをしてはいけないということは明確に示されていません。法律ができてしまったんだから仕方がないというこんなのがんきなことは言っていられない法律です。もっと国民的な議論を重ねる必要があります。私はこの陳情を採択すべきだと申し上げます。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情（令和3年）第27号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時の対応を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は不採択であります。陳情（令和3年）第27号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時の対応を求める陳情書について採択することに賛成の方は起立を求めます。

(起立少数)

○議長 玉城 勇君 起立少数であります。したがって、本件は不採択することに決定しました。

日程第18. 陳情（令和3年）第40号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第18. 陳情第40号（令和3年） 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情（令和3年）第40号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情（令和3年）第40号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情（令和3年）第40号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第19. 陳情第5号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種券一律配布に関する陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第19. 陳情第5号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種券一律配布に関する陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第5号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種券一律配布に関する陳情書 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手なしによる不採択であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは委員長に少しお伺いしたいと思います。この間なかなか新型コロナに関連しているんな心配を抱く方々から陳情が寄せられています。経済教育委員会でも審議する際には、いろんな町民の皆さん的心配は分かるけれども、なかなか対応が難しいというようなところも幾つかあって、審議未了になるのも幾つかあります。今回のこの陳情に対して、なぜ未了や継続ではなくて不採択になられたのかどうかを教えていただきたいと思います。

2点目は、この内容自体は接種券自体を一律配布ではなくて役所に取りに来るような方式に変えてくださいという内容になっていますが、私も町民からいろいろ相談を受けて、これまで18歳以下、12歳から18歳へと拡大されて、これも当初は予定になかったんですね、議会のときにどうなりますかと聞いたときに。それが議会終了後に国からの通達で配布がなされた。今回もそういうことが想定されるんですけども、やはりどこかでこの接種については、今2回目接種、3回目接種、で4回目接種の議論もなされています。そういういつまで続くか分からぬこの接種に関する事務、やはりどこかで不安に答えるというようなことも私はちょっと必要じゃないかと思いますが、委員会の中でそのような議論、どのような議論をされたか教えていただければと思います。

○議長 玉城 勇君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん まず1点目の不採択の理由でございますけれども、陳情のほうが一律配布にしないでくれという趣旨の内容の陳情でございましたので、本町においては、その陳情者がいましたときには、お招きして理由も聞きましたけれども、そのときには既に本町として配布をしている状況でございますので、その陳情の趣旨には該当しないということで、それで全員が挙手なしでの不採択というふうになりました。

2番のご質疑ですけれども、確かに5歳から11歳、懸念されるところもございますけれども、国からの要

請もありますし、いろいろこれは考え方様々ありますて、子供に対する接種はしっかり話し合っていただきたいという胸もありますて、また国保年金課に確認しましたら、一応本町が送った趣旨の内容の書類等も資料提出していただいて、その後にホームページのほうにも5歳から11歳は義務ではありませんということも報道されておりましたので、しっかりと家族で話し合って接種するしないは決めていただきたいという、本町のホームページに書いてあることを陳情者にも見ていただいて、本当にそれに関しては感謝申し上げたいということでありました。委員会の中ではそのような議論が行われて、ワクチンに対してはですね、陳情に対しては先ほど言ったような内容で不採択というふうになっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(「あり」の声あり)

○議長 玉城 勇君 まず、最初は反対者からの討論を認めます。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 よろしいですね。では賛成のほうですね。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それではこの陳情第5号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種券一律配布に関する陳情書に賛成の立場で討論を申し上げます。先ほど委員会質疑で委員長のほうから審議状況を確認いたしました。既に陳情で求めていたこのワクチンの接種券は既に配布をされている。そのような理由からというのが主だったと思います。その審議の中で委員長からも、やはり町民の皆さんのが不安だったり、またそれに応える行政の取組についてもご説明をいただきましたが、私はこのワクチン接種、当初は皆さんも1回か2回で終わるものだというふうに思っていたと思います。しかしながら、今4回目接種も議論されている。年齢についてもどんどん広がっている。そういう状況の中でまだこの5歳から11歳に対しても2回目の配布、3回目の配布、もしくはいつまで続くかも正直見通せない。そういう状況の中で、やはり一度立ち止まって町民の皆さんのが不安にどうやって応えるかと、そのような方法としてこの一律配布をせず役所で申請して受け取る方法についても、やはり今後検討していくべきじゃないかなというふうに思います。既に1回目の配布は済んでいるという理由で委員会では採決されたよ

うですけれども、これからも続くという視点で、私はこういった町民の不安にしっかりと立ち止まって考える必要がある。そのことでこの陳情に賛成をしたいと思います。ご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 ほかに討論はありませんね。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第5号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種券一律配布に関する陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第5号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種券一律配布に関する陳情書について採択することに賛成の方は起立を求めます。

(起立少数)

○議長 玉城 勇君 起立少数であります。したがって、本件は不採択することに決定しました。

日程第20. 陳情第7号 学校給食の牛乳についての陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第20. 陳情第7号 学校給食の牛乳についての陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 報告いたします。陳情第7号 学校給食の牛乳についての陳情書審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。3月10日に委員会を開き、担当部長、課長、職員に現状を確認し、3月18日に2人の説明者を招き陳情の趣旨説明を受け、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 お願いします。この陳情では牛乳代を給食費より減額するとあります、その理由背景の中に、今牛乳の代替として緑茶を提供しているということでありますが、その緑茶の代金については給食費に加えるということになるんでしょうか。そのあたりいかがですか。

○議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 給食費の中に緑茶の料金もそのまま含まれていますので、牛乳代としてという形で同じ金額で徴収はされているということであります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第7号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第7号 学校給食の牛乳についての陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第21. 陳情第1号 陳情を全員一致ではなく多数決で決することを求める陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第21. 陳情第1号 陳情を全員一致ではなく多数決で決することを求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。知念富信議会運営委員長。

○議会運営委員長 知念富信君 陳情第1号 陳情を全員一致ではなく多数決で決することを求める陳情書審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月22日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手なしによる不採択であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第1号 陳情を全員一致ではなく多数決で決することを求める陳情書についてを

採決します。本件に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第1号 陳情を全員一致ではなく多数決で決することを求める陳情書について採択することに賛成の方は起立を求めます。

(起立少数)

○議長 玉城 勇君 起立少数であります。したがって、本件は不採択することに決定しました。

日程第22. 陳情第2号 陳情を安易に「審議未了」「配布のみ」にしないことを求める陳情

○議長 玉城 勇君 日程第22. 陳情第2号 陳情を安易に「審議未了」「配布のみ」にしないことを求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。知念富信議会運営委員長。

○議会運営委員長 知念富信君 陳情第2号 陳情を安易に「審議未了」「配布のみ」にしないことを求める陳情 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月22日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手なしによる不採択であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第2号 陳情を安易に「審議未了」「配布のみ」にしないことを求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第2号 陳情を安易に「審議未了」「配布のみ」にしないことを求める陳情について採択することに賛成の方は起立を求めます。

(起立少数)

○議長 玉城 勇君 起立少数であります。したがって、本件は不採択することに決定しました。

日程第23. 陳情（令和3年）第19号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める陳情書

日程第24. 陳情第3号 選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第23. 陳情（令和3年）第19号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める陳情書と日程第24. 陳情第3号 選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情書の2件について一括議題とします。総務民生常任委員長と経済教育常任委員長から、それぞれの委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第25. 決議第2号 閉会中の議員派遣について

○議長 玉城 勇君 日程第25. 決議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び決議等が議決されました。その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和4年第1回南風原町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会（午後1時04分）